

平成29年度 日高川町農業振興における各種事業内容【役場が窓口の事業】

事業種目	補助対象事業	補助対象者	事業内容	申請書提出期限・事業完了
農業用機械購入支援事業 (町単独事業)	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械の購入 	認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> 機械費の1/3以内を補助。 補助対象事業費の限度額は、20万円～150万円/1機械、補助限度額50万円/1農家 1事業1機械。 汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 本事業は3年間継続しますが、期間中の活用は1対象者1回限りです。 	◎申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 平成30年2月末日
農業用パイプハウス施設等整備支援事業 (町単独事業)	<ul style="list-style-type: none"> パイプハウス施設等の設置 	(農業経営改善計画を作成し、その内容が5年後に年間農業所得が300万円以上、年間総労働時間2,300時間以内に達すると見込まれる場合「認定農業者」と認定されます。 年齢要件は廃止されました。 (70歳以上可) 詳しくは、役場農業振興課(22-2048)までお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> パイプハウス施設設置費(施工費を含む。撤去費は除く)の1/3以内を補助。 補助対象事業費の限度額は、500万円。 補助対象面積2a以上。 	
	<ul style="list-style-type: none"> フルオープン施設の設置 		<ul style="list-style-type: none"> フルオープン施設の設置費(施工費を含む。)の1/3以内を補助。 補助対象事業費の限度額は、45万円/10a。 補助対象面積2a以上。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 防油堤の設置 		<ul style="list-style-type: none"> 防油堤の設置費(施工費を含む。)の1/3以内を補助。 補助対象事業費の限度額は、17万円/10a。 補助対象面積2a以上。 	
<ul style="list-style-type: none"> 長期耐用性(15年以上)の被覆資材張替 	<ul style="list-style-type: none"> 被覆資材費、被覆資材取付に要する資材費(施工費、撤去費は除く。)の1/5以内を補助。 補助対象事業費の限度額は、300万円/10a。 補助対象面積2a以上。 			
燃油価格高騰緊急対策事業 (町単独事業)	<ul style="list-style-type: none"> 燃油価格の高騰により、施設農家の経営を圧迫していることに鑑み、緊急対策として燃油の高騰に対し支援 	施設栽培農家	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる燃油は、ハウス施設の加温に使用するA重油に限る。 H29.11～H30.3に購入するA重油に対し、定額5円/ℓの補助。 (対象となるA重油は、対象月の全国平均価格が90円/ℓ以上の場合に限る。) 	◎申請書提出期限 平成29年10月末日 ◎事業完了 平成30年3月末日

裏面へ続く

事業種目	補助対象事業	補助対象者	事業内容	申請書提出期限・事業完了
農業所得向上対策支援事業 (町単独事業)	<ul style="list-style-type: none"> 新規作物の作付け、試験栽培の実施 産地化を目指す取組み 消費者のニーズに適合した新たな取組み 	町内の農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 補助額は、事業の内容に応じて補助対象経費内で決定する。 補助対象経費は10万円以上。 補助限度額は50万円。 	◎申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 平成30年2月末日
農作物鳥獣害防止総合対策事業 (町単独事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止資材・施設の設置 捕獲檻の設置 (猪、鹿、猿、アライグマ用) 	町内に住所を有する農業者及び農業者で組織するグループで、鳥獣害対策を講じようとする者。	侵入防止資材、施設 <ul style="list-style-type: none"> 資材費の50%以内を補助(対象事業費は1万円~20万円以内/1団地)。(臭い、音、光による試験的に導入する新たな資材を含む。但し、爆音機は対象外。) 有害獣捕獲檻 <ul style="list-style-type: none"> わな免許所持者を対象。 資材費の50%以内を補助(資材費の上限) 猪・鹿用10万円以内/1基、サル用6万円以内/1基、アライグマ用3万円以内/1基 猿用大型囲いわな <ul style="list-style-type: none"> 集団で捕獲可能な大型のもので、わな免許所持者を含む団体が管理するものを対象。 資材費の100%以内を補助(事業費の上限は30万円以内/1基)。 	◎申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 平成30年2月末日
農作物鳥獣害防止総合対策事業 【狩猟免許取得支援】 (県単独事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物鳥獣害防止のためのわな猟免許取得経費 農作物鳥獣害防止のための銃猟免許取得に必要な経費 	新たにわな猟免許を取得する農業者(免許試験合格者) 新たに銃猟免許を取得する農業者(免許試験合格者)	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許試験にかかる県猟友会主催の講習会受講料、狩猟免許試験手数料の100%以内を補助。 狩猟免許試験にかかる県猟友会主催の講習会受講料の100%以内を補助。 猟銃所持許可を受けるための射撃練習に参加する経費(上限37,000円)を補助。 	◎提出期限 狩猟免許試験後、合格者に通知します。



◇お問い合わせ先 日高川町役場 農業振興課 22-2048
農業委員会 22-9423